

# 文化経済学会執筆要項

## 1. 冒頭部分について

第1ページに論文の表題と論文内容の要約、キーワードを記入する。

まず、表題を大文字で入れる（英文タイトルも括弧書きで添えておくこと）。次いで著者名、著者名の右肩に上付き半角文字で「\*」をつけ、その下段に、上付き半角文字の「\*」に続けて所属と連絡先を記述する（執筆者が複数の場合は全員分）。連絡先としては、原則としてメールアドレスを挙げること。

## 2. 要約とキーワードについて

次に日本語で200字以内の要約をのせ、その末尾に5語のキーワードを入れる。その次に英文100語以内の要約をのせ、その末尾に5語のキーワードを入れる。

## 3. 本文について

要約・キーワードに続く本文は、章はⅠⅡⅢ…で示し、節は、1. 2. 3. …、小節は、1-1 1-2 1-3 …で示す。

句読点については、和文の場合、本文中の句点は「。」、読点は「、」を用い、英文の場合は半角の「.」と半角の「,」を用いる。数字は原則として半角の算用数字を用いる。

本文中で他の研究者や人物に言及する場合、初出時には姓名を書くこと（ただし参考文献を引用したり、参考文献に言及したりする場合は除く）。外国人名については原文表記でもカタカナ表記でもかまわないが、論文全体での記述ルールを統一すること。

例：

「ウィリアム・ボーモルはコスト病の理論を示した。」「河合隼雄は、第16代文化庁長官である。」

## 4. 注の表記方法

文中に注釈を入れたい場合は、挿入したい箇所の右肩に1) 2) 3) …と通し番号を半角上付き文字で記入し、論文の末尾（原則として本文の後）に「注」の項目を設け、半角文字の注番号、右肩括弧に続けて注釈を記述する。

注を挿入したい個所にカッコ記号がある場合は、「……」<sup>2)</sup>というようにカッコ記号の後ろの位置につける。句読点がある場合には、……<sup>3)</sup>、……<sup>4)</sup>。というように句読点の前の位置につける。

なお注は補足説明がある場合に用いるもので、文献指示のためだけに用いてはならない。文献指示は注釈という形式ではなく、次項に説明した形式に則って行うこと。

## 5. 文献指示の方法

次項で説明する形式に則って文末に参考文献リストを作成した上で、参考文献を参照してほしい箇所（句点の直前、鍵括弧の直後など）に「(田中, 2001, 17 ページ; Hicks, 1936, pp.32-6)」または「(児島・橋元編, 1996; Abbing, 2002)」などと著者姓、発行年、(必要であれば)参照ページの順で情報を挿入する。

参考文献リスト中に同姓の著者が複数いる場合は、ファースト・ネーム（あるいはそのイニシャル）を姓の後に添える。同一著者による同一年発行の複数の文献がある場合は、発行年の後に「(中田, 2007a, 38 ページ)」のように小文字のアルファベットを添える。

文脈に応じて「田中 (2001, 35 ページ) はこの点について…」のように、著者名の後に括弧を付け、発表年と参照ページを指示する記述法を採用してもかまわない。

また翻訳書について文献指示を行う場合は、「ソーステイン・ヴェブレンは、消費財と社会的地位の関係について…と論じている (Veblen, 1973[1899]=1961, 21-6 ページ)。」「ロバート・D・パットナムは…と指摘した (Putnam, 1993=2001, 209 ページ)。」のように、原著者名、原著発行年=翻訳書発行年、参照ページの順序で記述する。

例 1 :

…しかし、この仮説に対しては反論も存在する (青木, 2010, 217 ページ; 後藤・佐々木, 2011, 59-67 ページ)。その一方で…

例 2 :

…加藤淳平によれば「若い学生にとって、恋愛は人生の最大関心事」(加藤, 1996, 160 ページ)である。…

例 3 (長い引用に添えられる文献指示) :

…それに対し、庄司幸子は次のように述べている。

近年の若年労働者は職場環境で強いストレスを受け続けている一方、中高年層の労働者はそうしたストレスから免れていることが多く、前回の調査と比較して、自殺率についても顕著な変化が確認できる。こうした傾向に対応して、現地では若年労働者の自殺防止に向けた取り組みがすでに始まっている。(庄司, 2009, 163 ページ)

このように、職場環境と自殺率の関係については…

## 6. 参考文献リストの表記方法

注のうしろに「参考文献」の項目を設け、著者名、著書または論文名、出版社名 (海外文献の場合はその前に発行地)、発表年という表記順を原則として、著者姓のアルファベット順で、一括して並べる。

外国語表記の場合、ファースト・ネーム、ミドル・ネームはイニシャルのみでかまわないが、すべて記述してもかまわない。ただし論文全体を通して記述ルールを統一しておくこと。参考文献の表記方法は、以下の例に倣うこと。論文に関しては、発表年の後に掲載ページも明記する必要がある。

### ①著書の場合

和文 ;

後藤和子『芸術文化の公共政策』勁草書房, 1998 年.

後藤和子『文化と都市の公共政策—創造的産業と新しい都市政策の構想』有斐閣, 2005 年.

児島和人・橋元良明編『変わるメディアと社会生活』ミネルヴァ書房, 1996 年.

(書名には必ず二重括弧『』を使う。主題と副題はダッシュ記号でつなぐ)

英文 ;

Veblen, T., *The Theory of Leisure Class*, Boston: Houghton Mifflin, 1973[1899]. (小原敬士訳『有閑階級の理論』岩波書店, 1961 年.)

(著者名は、ファミリー・ネームを先に書く。書名はイタリックを使う。初版と参照版が異なる場合は、初版を[]で記す)

### ②論文の場合

和文 ;

吉岡公平「芸術と経済を論ず」『文化経済学』第 1 巻第 2 号, 1997 年, 23-46 ページ.

山口健二「文化配信装置としての組織—マイヤー制度論の文化社会学的射程」柴野昌山編『文化伝達の社会学』世界思想社, 2001 年, 120-45 ページ.

(論文名には必ず括弧「」を使う)

英文 ;

Cameron, T.A. and D.D.Huppert, "OLS versus ML Estimation of Non-market Resource Values with Payment Card Interval Data," *Journal of Environmental Economics and Management*, Vol.17, No.3, 1989, pp. 230-46.

(著者名連記の場合、ファミリー・ネームを先に記述するのはファースト・オーサーのみでよい。論文タイトルには“ ”を付け、掲載誌名はイタリックで書く)

### ③Web サイトの場合

インターネット上の資料などを参考文献として挙げる場合には、原則として「著者名、参照ページのタイトル(「」または“ ”で囲む)、ホームページのタイトル、発表年(または最終更新年)、URL、最終アクセス日」を明記し、一般の文献とともに著者名のアルファベット順に並べること。

なお、Web サイトの資料の場合、著者名や発表年が不明な場合がある。著者名が不明な場合はサイトの運営機関名で代替する。発表年または最終更新年が不明な場合は、執筆者が最後にサイトにアクセスした年で代替する。

#### 例 1 (執筆者および発表年が判明している場合) :

佐々木雅幸「創造都市に関する研究」, 創造都市への挑戦, 2003 年, available at <http://www.creativecity.jp/subindex/study.htm> (2010 年 11 月 2 日最終確認).

#### 例 2 (執筆者および発表年が不明な場合) :

Department for Culture, Media and Sport, “UK City of Culture,” Department for Culture, Media and Sport, 2011, available at [http://www.culture.gov.uk/what\\_we\\_do/communities\\_and\\_local\\_government/6015.aspx](http://www.culture.gov.uk/what_we_do/communities_and_local_government/6015.aspx) (2011 年 4 月 22 日最終確認).

## 7. 図表について

図表は原則として、原稿の本文とは別紙として一つずつ別個に作成し、通し番号を、表、図それぞれにつけておくこと(表 1、表 2、…/図 1、図 2、…)。そして表や図の位置を本文中に明確に指示しておくこと。

画像資料も図として同様に扱う。画像資料の場合、解像度 300dpi 程度のデータを用意すること。

ワープロ・ソフトもしくはDTPソフト等で、完成稿にほぼ近い形式で原稿を提出する場合は、本文中に図表等をそのまま挿入してもかまわない。

図表に関しては出所を明らかにすること。

## 8. 著作権の帰属について

文化経済学会(日本)は、学術目的のため、該当する論文を複製する権利と公衆送信する権利を有する。

文化経済学会(日本)は、学術目的のため、第三者に上記と同様の権利を行使させる権利を有する。

上記の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に充てることとする。

以上

(2015 年 4 月 17 日改訂)